

文書館だより

第9号 德島県立文書館



「観音寺村給地図」(個人蔵)

平成8年5月8日～8月4日
古代より現在に至るまで絵図に描かれてきた吉野川のさまざまな姿と変遷を紹介する。

第12回資料紹介展 「絵図にみる吉野川」

第12回企画展 「名所図会の世界」

平成8年8月6日～10月20日
小松島の西野・多田家に残された江戸時代の旅行ガイドや、全国各地の名所図会を紹介する。

第13回企画展 「阿波商人鹿島屋—井上家文書より—」

平成8年10月28日～9年1月26日
阿波を代表する商人鹿島屋が全国的な経済市場で果たした役割と経営の実態を明らかにする。

歴史講演会

平成8年10月6日(日)
21世紀館イベントホール

安澤秀一 駿河台大学教授
徳島藩の裁判—裁許所のしくみと役割—

入場無料

目次

- アーティスト問題
- 古文書の世界
- 「絵図による吉野川」展より
- 文書館に史料を寄贈

- 史料整理の現場から
- 寄託される方々へ
- 6
- 5
- 4
- 3
- 2

「古文書の世界」

蜂須賀忠英の宛行状

解説文

爲堪忍分淡州
三原郡之内松本
村高式百石遣之
之間全可有所務
之狀如件

主任専門員 福田憲熙

この宛行状は、二代藩主忠英より家

臣木村吉右衛門嘉信（高二百石）淡路

国須（すもと）本住）に対し、寛永十一年（一六

三四）五月十一日、淡路国三原郡松本

村に知行高二百石を与える旨の文書で

ある。

忠英は、至鎮の嫡子。幼名は千松丸。

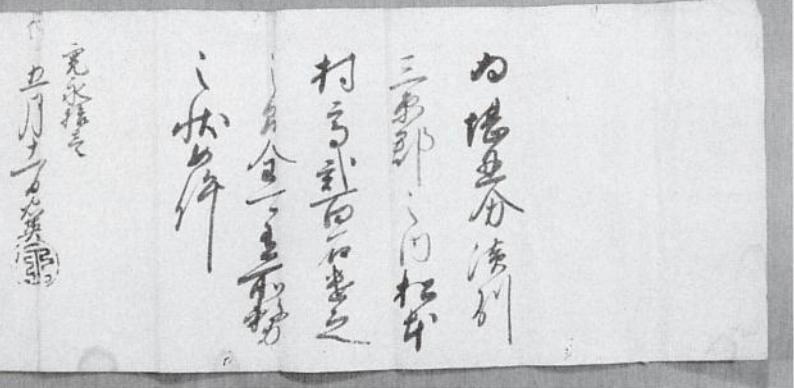
幼少に襲封、祖父蓬庵（家政）が後見。

従四位下阿波守に叙任。国奉行制の設置、

淡路国の検地、藍方役所の設置、原土制

度の創立、新田開発等に努力。法号は興

源院。



読み下し文

五月十一日忠英（黒印）

木村吉右衛門とのへ

堪忍分と爲て淡州
三原郡の内松本
村高式百石之を遣わす
の間全て所務有る可き
の状件の如し

松本村 現在（昭和三十二年以降）

の兵庫県三原郡三原町志知
松本。元和元年（一六一五）
徳島藩領。別名志知松本村。
明治十年志知村松本。同二
十二年志知村大字志知松本
組となる。

所務

- ① 拝知地を領知すること。
- ② 給人（家臣）が拜知地から
徴収する年貢。納米ともいう。

如件

文書の書止め文言。「以上、
申し述べた通りである」「以
上、記載の通りである」とい
う慣用句である。

とのへ

宛名につける敬称は、様→殿
→との（平仮名）と敬意の程
度が下がる。「との」と平仮
名で書く場合は身分の下の場
合に使う。

ちには、御支配米と御扶持米
を総称して御宛行といい、知
行は高といった。

宛行状

充行状とも書く。宛行は、近
世初期までは知行のこと。

用語解説

木村吉右衛門とのへ

勘忍分

勘忍分とも書く。「お前には
もっと多く与えたいのである
が、やむを得ない事情があるの
で、これで辛抱してもらいた
い」との意味の手当・禄等のこ
と。

アーキビスト問題

—文書館専門職について—

館長 大和武生

三つの文化施設

人類の歴史遺産を未来に伝達する文化施設として、図書館・博物館・文書館があります。しかも、この三館が正常に機能していることを近代国家の指標とする思想がヨーロッパを中心に広がりつつあります。

博物館は人類の歴史や自然との関わりを「モノ」を通じて研究し、展示する施設であります。この施設の設置基準を示す法律が博物館法で、一般博物館の他に特殊博物館や美術館・動植物園等があります。

図書館が扱う図書類は、著者が多くの人に伝達することを目的として発行したもので、人類の知恵の総決算といえるでしょう。この施設の活動を定めた法律は図書館法や学校図書館法であります。

それでは文書館はどんな施設でしょうか。一言で表現すれば、行政の公文書を将来の社会のために保存するという施設であり、設置を義務付けているのは「公文書館法」であります。

それぞれの施設には専門職が置かれて活動しています。このうち図書館の司書や博物館の学芸員は、どんな学科を勉強して資格を取得するか。どんな業務をするかということが法律で定められています。

必要だが置けない

いま日本国内には約四十館の文書館（他府県では公文書館などいくつかの呼び方がある）がありますが、専門職が配置されている館は数館しかありません。それは「公文書館法」の附則第二項に「当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には、第四条第二項の専門職員を置かないことができる」と規定するためであります。

その四条二項とは「公文書館には、館長、歴史資料とし重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員その他必要な職員を置くものとする」と定められています。この状況を分かりやすく言えば「公文書館には専門職員が必要だが、地方公共団体も財政的に苦しいだろうからしばらくは空席でもよい」ということであります。もう一つの課題は、専門職の資格・研修科目・権限などに関する法的规定がないことであります。

医学教育を受けたことのない江戸時代の医者が、聞きかじりの知識によって外科手術をやっているようなものであります。

江戸時代の医者

専門職が配置されていないからといって専門業務が行われていないかというと、それはとんでもないことであります。これは江戸時代の医者の置かれた立場と同じでないかと考えています。

江戸時代には、医者の資格はなく免許なしに誰でもなることができました。したがって優れた技術を持った医者もおれば、ほとんど医学知識のない医者もたくさんいたことでしょう。そんな時代でも、家族の誰かが病気になれば、経験豊かな近所の人を呼んできて、民間療法を施してもらいました。そんな時代には病気になると、治れば幸運なことであり、死んでも運命と諦めざるを得ませんでした。

現在では無資格者が医療行為をすることは法律によって禁じられています。医師法の成立は、医学が発達したからでなく、人命を粗末にしてはならぬという思想が普及した結果であります。

文書館の専門職は、国民の共有財産である公文書を歴史の証明書として、膨大な分量の現代公文書の中から未来において必要とされるであろう資料を選択するという極めて専門的な能力と見識が求められています。この困難な業務を現在の文書館職員は手探り状態で学習や討議を繰り返しながら行っています。さながら

行政の質の向上

公文書は、単に過去を追認するだけではなく、現在と未来への教訓を秘めた教科書でもあります。また現代のように、社会全般に行政が関わらなければならぬ時代では、公文書は社会をうつす鏡ともなります。「過去から学ぶ」といえばとても古くさく聞こえますが、「データの保存・管理」は現代の学問・行政・ビジネスの分野では必須条件であります。この立場からいっても、公文書を選別し保存するための専門家の養成は、行政の質を高める課題とも密接につながっています。

近代の命尊重の思想が医師法の公布を定めたように、行政の質を向上させたいという願望や、現代を正しく未来に伝えなければならないという義務観は、必然的に公文書の尊重と文書館専門職養成に向かわざるを得ないでしょう。

文書館専門職（アーキビスト）問題について現在二つの動きがあります。公文書館法を所管する国立公文書館は、現職者の長期研修を計画しています。

一方、文書館などの協議体である全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（全史料協）では、文書を国民の財産とする立場から、教員免許のように法的な資格とし、文書館だけではなく行政・企業・学校など文書を扱うすべての場所に配置すべき専門職と考えています。

現状では、専門職関係法の整備要請と現職者の研修という二つの課題を同時に追求する必要があるでしょう。

文書館だより

文書館に史料を 寄贈・寄託される方々へ

文書館は、徳島県内の歴史資料を収集保存し一般の利用に供するため作られた施設です。徳島県内には、まだまだ蔵の片隅に残された知られざる史料が多く存在するはずです。それらの史料は、虫やねずみによる食害、カビなどによって常に危険にさらされています。またどんなに大切にされていても誤った保存法を行うことによって損傷する可能性があるのです。

古文書史料は、その家の財産であるとともに、その地域の過去を知る貴重な地域の財産であるといえます。特に庄屋さんや五人組という村役人であった家が持っている史料は、もともと家が村役場の機能も持つており多くの史料が行政的な文書です。また、地主や商人の活動もその地域と深い関わりがあります。そうした、地域の財産である史料が古く汚ないからといって個人の判断で廃棄されしていくことがあります。我々はそれらの史料が廃棄される前に気軽に相談していただける文書館でありたいと努力しています。

史料の整理

古文書の大部分は、蔵の隅で長期間置いておかれたものです。また、墨で草書体に書かれたものが大部分です。また箱単位で古文書が出てくればすぐに数千、

多ければ数万点に及ぶこともあります。読めないし汚いし多いということが即廃棄につながっているようです。

文書館では、そういう史料を家ごとに束や箱であつかって、整理をしていきます。ですから最初は史料を概数で預かることがあります。概数では不安を感じる方もおられると思いますが、この整理という作業は専門の職員がかかたとしても一朝一夕でできるような簡単なことではなく、かなりの日数がかかります。

史料整理は根気と集中力がいる仕事です。原則として一つの整理袋にひとつ史料を入れ、袋の表にその史料の内容の概略を書き、作成者や大きさなど必要項目を書いていき、最後にコンピュータのデータベースに入力していきます。これらの作業はどんなになれた人が集中しておこなったとしても一日40~50点が限界とされています。また、史料の中にはプライバシーに関わるもののが当然含まれています。一点一点の内容を確認し、そのことを正確に判断して注記することが必要なのです。

この整理が終わらなければ、正式の寄贈寄託に関する契約を結ぶことはできません。その史料の数や内容がわからなければ、価値の判断もできませんし今後の保存計画を立てることもできないからで

す。整理期間中は、寄贈寄託者の文書および口頭での承諾なしに一般の利用に供することはありません。そこで、整理期間中、仮の契約を結ばせていただきま

す。整理期間中は、寄贈寄託者の文書および口頭での承諾なしに一般の利用に供することはありません。そこで、整理期間中、仮の契約を結ばせていただきま

史料の保存対策

文書館の史料保存対策は、ひとつのシステムの中で動いています。劣化に関わる原因（光・汚染物質・害虫等）からの遮断、温湿度管理、燻蒸（くんじょう）、補修を4本の柱にして行っています。

文書館に史料が運び込まれて最初に行われる仕事は、エキボンガスによる燻蒸です。このことにより、害虫やカビは入館時にシャットアウトしています。

収蔵庫の環境は、二十四時間空調の恒温恒湿で空調装置には汚染物質を除去する仕組が組み込まれています。また三年に一度、収蔵庫全体の燻蒸を行って害虫やカビに対する対策は万全を期しています。

補修は原史料を傷めたり、復元が不可能なことは行はず、原史料を尊重した形を取っています（額装にしたり、軸装にしたりすることが文書にとって一番良いことは限りません）。

保存と利用

文書館は、寄贈寄託者と一般利用者の橋渡しをする場所です。一般の利用者の方には、文書館の史料公開の方法や規準に照らして厳しい目をそいでいただきた

方々には、残された古文書が個人の所有物であることを越えて地域の文化財であるということに対しても正しい理解をいたいと考

えます。確かに利用が進めば史料は痛みます。しかし、痛むほど利用のある史料には、代替化（複製物の作成）や補修を進めていかなければ残してきた意義がないと言えます。史料は正しく利用され研究されなければ残してきたいと考



文書館へ搬入された文書

第12回資料紹介展

「絵図にみる吉野川」より

絵図資料の利用と展示について



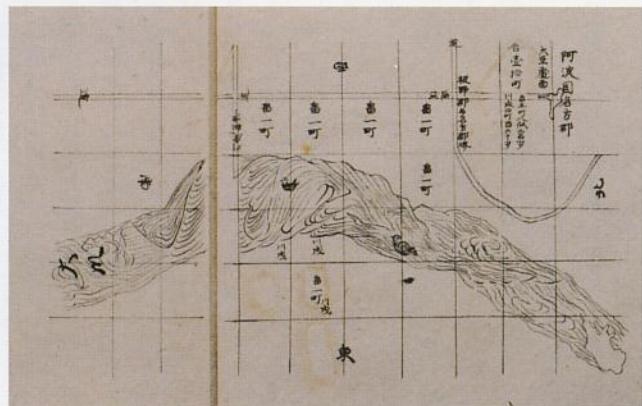
阿波国名方郡大豆処図 (正倉院蔵)

方郡大豆処絵図》です。正確な現在地を確定することはできませんが、いずれも阿波におかれた東大寺の莊園絵図で、吉野川は「大川」と記されています。一町ごとにマス目が引かれ、広大な土地が開発されていましたことがわかります。

二羽の水鳥や、渡し場や郡界、官道などが描かれ、当時の面影をしのぶ興味のつきない絵図です。幕末の国学者池辺真樛は、この絵図を克明に写し取っています(「古文書集」)が、この写本自体が貴重な文献といえます。

第十堰の改築をめぐり吉野川についての関心が高まっている時期にあたり、吉野川と流域とのかかわりを歴史的な視点で見直してみようと展示を企画しました。

「吉野川大綱絵図」は土佐を中心に吉野川の源流域を描いていますが、大胆で美しい色づかいは日本画を見るようです。



池沢真権「古文書集」模写図（小松島市蔵）

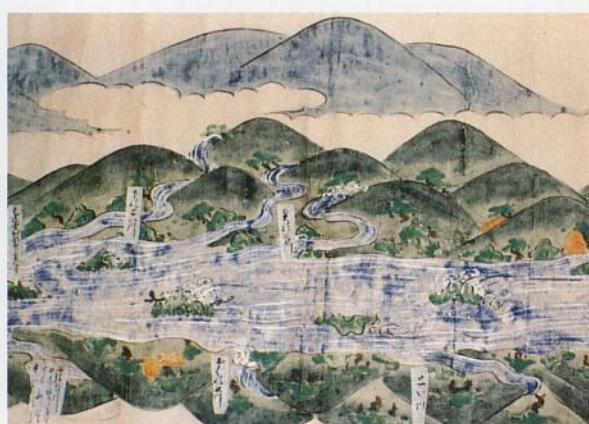
は、明治17年（1884）吉野川をおとづれ調査報告書を作成し、治水のために本流を旧吉野川から別宮川へ変更することを主張しました。明治40年にはじまる吉野川改修工事はこの構想にもとづくもので、幾多の曲折をへて現在にみる連続堤防が中下流域に完成したのは昭和2年（1927）のことです。

絵図にこのように柄がないことを和田が常に物語ってくれる貴重な文化財です。しかし紙面が大きいため痛みやすく扱いにくいのです。利用と保存という相反する課題に応えるため展示したものは、現物と多様な複製(①ダイレクトプリント、②カラー写真、③カラーコピー、④カラー印刷)を使用しました。保存等の参考にして下さい。また、絵図の展示にあたってはご相談下さい。

天保11年(1840)の記載のある「吉野川絵図」には岩津から第十村までの複雑な流路が克明に描かれています。

雑な流路が克明に描かれています。

細な流域絵図であり、氾濫や分流をくり返す暴れ川と格闘して作り上げた数々の堰や堤防など水制施設に人びとの苦心の跡を読み取ることができます。この図の作成年代は不詳ですが築造まもないと思われる第十堰が描かかれているのは注目されます。「刎閥」（はねざき）と記入があり木杭だけの頼りない姿ですが、北にむかう本流（旧吉野川）への流量を増やすためつくられたこの堰により別宮川（現吉野川）への流量が減り、川原のようになっているのがよくわかります。



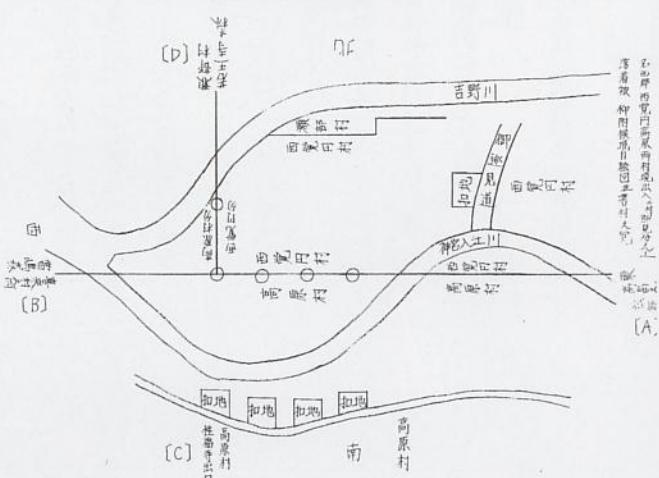
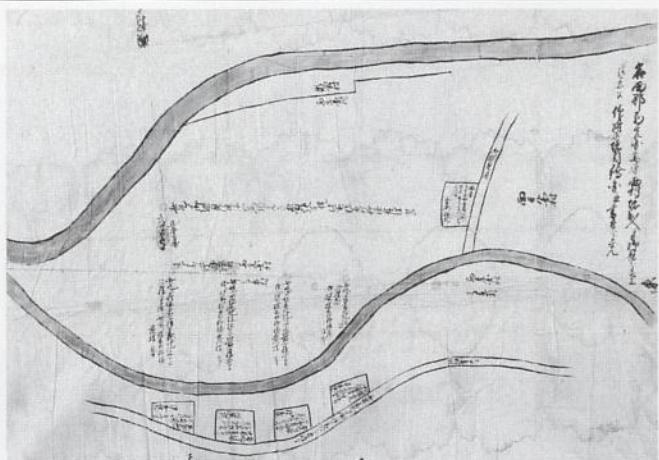
吉野川大綱絵図（個人蔵）

古文書

吉野川流域の村境出入について

吉野川は、周知の通りたいへんな暴雨川で、周辺流域にたび重なる水害をもたらしている。特に吉野川と神宮入江川の二つの河川に挟まれた西覚円村（現名西郡石井町藍烟）は、昔から最も水害に悩まされてきた地域である。この地域は、夏から秋にかけて年中行事のように訪れる洪水により、村境に関する論争がたびたび起こっている。

西覚円村の天野家文書の中には、享保5年（1720）6月25日の絵図が残されている。この絵図は、史料の表題か



になっているが、それ以前は、絵図中に見られるように本流の分流であつたことがわかる。

絵図中の吉野川南岸には、北岸にある瀬部村の一部が不自然な状態で存在しており、たび重なる洪水によって吉野川がその流れを変えていることがわかる。この地域の人々は、洪水のたびにそれぞれの村境を再確認しなければいけないと不都合な環境の中で日々の生活をおくっていたのである。

さて、村境の決定に関しては、書付から一連の過程がうかがえ、その際には西覚円村から申し出された方法が使用されているようである。つまり東西に走る村境としては、高畠村の松熊の森（略図中の〔A〕）より麻植郡喜来村の當嶋の森（略図中の〔B〕）を見通したラインが、南北を走る村境としては高原村性福寺の出口（略図中の〔C〕）より瀬部村の若王寺の森（略図中の〔D〕）を見通したラインがそれぞれ当てられている。

西覚円村と高原村の間に「村境出入」（村境に関する論争）が発生し、裁定が行われた結果、村境が決定し、その詳細を述べた書付（かきつけ）とともに作成されたものであることがわかる。

絵図の示す西覚円・高原両村は、現在の名西郡石井町の北西部に位置し、ここに見られる二つの河川は、吉野川と神宮入江川である。

神宮入江川は、明治8年（1875）に堤防が築かれ、現在では第十付近で吉野川に合流する入江状の整備された小川

り、この場所が、目印とされていたようである。このマル印の下には、それぞれ南の扣地（南北直線上のマル印については東の控地）までの距離が書かれているが、おもしろいのは、「但シ此所ニ杭木打柳植炭埋置候」と、この場所に杭木を打ち、柳を植え、さらにその根本に炭を埋めるといった念の入った目印作成の方法が書かれていることである。

このような目印作成の方法がなされたのは、杭木だけでなく柳という二種類の木を植えることによって村境がわかりやすくなるということはもちろんのこと、土中の炭が柳の根腐れを防ぎ、その成長を助けるという効果も考えられる。さらに杭木が紛失してしまったり、柳が枯れてしまった場合でも、土中の炭が目印になるという利点もあつたものと思える。

洪水によって村境がわからなくなる可能性の高いこの地域の住民たちにとって、村境の再確認や目印作成は、他の地域の住民たちと比べてより切実な問題であったと考えられる。

しかし反面で、この地域は洪水がもたらす豊かな土壤により、阿波国に藍作が導入された後、藩内有数の藍作地帯となつた地域もある。まさに川とともに生きる知恵である。絵図は、これらのようなことを視覚から一瞬にして語りかけてくる貴重な歴史的資料であると言えよう。なお、文中の村名はすべて藩政期のものである。

公文書

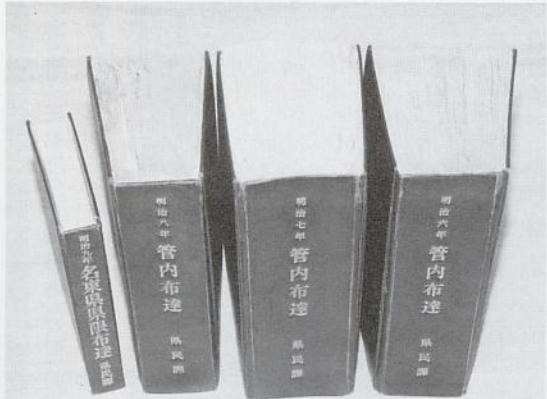
行政組織の変遷と資料整理

時代の動きにあわせて県の行政組織は毎年少しづつ改革・改称されます。

この変更や変遷を見ていくことで、県行政の動きを知ることもできます。

平成7年度の組織変更においては、
それまであった「福祉生活部」と「保

健環境部」が再編されました。高齢社会に対応し、保健・医療施策と福祉政策の総合的・一体的な展開をはかるため「保健福祉部」が設置され、よりよい生活環境の創造と徳島らしさを基点において生活文化創造のための施策を



明治期の県報

一体的に推進するため「環境生活部」が設置されました。

環境生活部に新設された「生活文化国際総室」は名前の通り、生活・文化・国際関係の業務を一手に引き受けたことになったのです。

また、平成8年度では、県民の期待のかかる神戸～鳴門ルートの全通に向けての事業を統括する「推進局」が設置されました。

文書館が設立された平成2年以来、平成8年3月末までに収集した行政資料は下の表のとおりです。

収集した資料等については整理のため、発行年月日や表題、キーワード等の検索項目を作り、国・都道府県・市町村・各種団体等の区分で保存しています。そのうち徳島県庁関係資料については、各課及び出先機関の資料番号をつけて保存しています。

たとえば、県庁内の総務部の秘書課は、01023、教育委員会の出先機関である教育研修センターには10010という番号が付けられており、番号でその部課が発行した行政資料が即時にコンピューターで検索できるようになってい

史料整理の現場から

文化推進員報告

文書館の仕事は公

平成 8 年 3 月末現在

区分	数量	備考
刊行物	39,004冊	同一物は1冊に数える
複製本	159冊	
マイクロフィルム	1507リール	1リールは約500コマ
マイクロフィッシュ	870枚	1枚は約52コマ
光ディスク	20枚	1枚は約4000コマ
その他	166点	

(刊行物内訳)

区分	数量	備考
国	7,695冊	同一物は1冊に数える
都道府県（徳島県）	27,091 (22990) 冊	〃
市町村	3,140冊	〃
その他	1,078冊	〃

なお、本館では、刊行物は3冊ずつ収集しています。

文書や行政資料等を収集するだけではなく、それを県民の皆さんに積極的に利用してもらわなければなりません。このために、簡単に分かりやすく利用できるように整理し、コンピューターを使つた利用方法等についても工夫していきたいと思っています。

